

## 「みどりチェック」チェックシート(農業経営体向け)

事業名			
組織名 (※法人の場合)			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・申請時は、項目に取り組む意志を示すため、**全ての項目にチェック**を入れてください。
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、**取り組んだことを確認してチェック**してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック	<b>環境関係法令の遵守等</b>	
	①	みどりの食料システム戦略の理解
	②	関係法令の遵守
	③	正しい知識に基づく作業安全に努める
	<b>適正な施肥</b>	
	④	肥料の適正な保管
	⑤	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
	⑥	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
	⑦	有機物の適正な施用による土づくりを検討
	<b>適正な防除・生物多様性への悪影響の防止</b>	
	⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
	⑨	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
	⑩	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討
	⑪	農薬の適正な使用・保管
	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
	<b>エネルギーの節減</b>	
	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>	
	⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>	
	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)とする。

<p>〈報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。</li> <li>・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。</li> </ul> <p style="text-align: right;">上記について、確認しました → <input type="checkbox"/></p>
--

環境負荷低減に向けた取組の趣旨  
 交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。  
 本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就業状況報告時に取組状況を報告することとする。  
 なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

## 「みどりチェック」チェックシート(畜産経営体向け)

事業名			
組織名 (※法人の場合)			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・申請時は、項目に取り組む意志を示すため、**全ての項目にチェック**を入れてください。
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、**取り組んだことを確認してチェック**してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等
	① みどりの食料システム戦略の理解
	② 関係法令の遵守
	③ GAP・HACCPについて可能な取組から実践
	④ アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
	⑤ 正しい知識に基づく作業安全に努める
	⑥ ※和牛生産を行っている場合(該当しない□) 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
	<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>
	⑦ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	⑧ ※飼養頭数が一定規模以上の場合(該当しない□) 家畜排せつ物の管理基準の遵守
	<b>適正な施肥</b>
	⑨ ※飼料生産を行う場合(該当しない□) 肥料の適正な保管
	⑩ ※飼料生産を行う場合(該当しない□) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
	<b>適正な防除</b>
	⑪ ※飼料生産を行う場合(該当しない□) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
	⑫ ※飼料生産を行う場合(該当しない□) 農薬の適正な使用・保管
	⑬ ※飼料生産を行う場合(該当しない□) 農薬の使用状況等の記録・保存
	<b>エネルギーの節減</b>
	⑭ 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止</b>
	⑮ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	⑯ ※特定事業場である場合(該当しない□) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。